

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年10月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300219号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300050号

第1 結論

1 請求者のA社における平成20年8月8日及び同年12月17日の標準賞与額を23万3,000円に訂正することが必要である。

平成20年8月8日及び同年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年8月8日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月
② 平成20年8月
③ 平成20年12月

年金記録を確認したところ、請求期間に係る標準賞与額の記録がなかったが、当該期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②及び③について、請求者から提出された当該期間に係る預金通帳及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は平成20年8月8日及び同年12月17日に同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、預金通帳及び同僚

から提出された当該期間に係る賞与明細書により推認される賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間②及び③は23万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年8月8日及び同年12月17日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、事業主は、請求期間当時の担当者は既に亡くなっており、賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認できる資料はない旨回答しているほか、請求者は、A社から請求期間①において賞与の支払を受けたことを確認できる明細書や預金通帳はない旨回答しており、請求者が請求期間①において賞与の支給を受けたことを確認することができない。

また、請求期間①当時、A社の取引銀行であったB銀行に対し、請求者に係る口座取引記録の有無を確認したが、同行は、当該記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300212号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300022号

第1 結論

昭和62年*月の請求期間及び同年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年*月*日から同年*月*日まで
② 昭和62年*月*日から平成3年4月1日まで

20歳になった時、今は亡き父より、将来困らないように国民年金を支払っておくと言われた。大学入学後、実家に帰省するたびに同様のことを父から言われた。国民年金の加入手続や保険料納付は父が行っていたはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父親から、20歳になった時に国民年金に加入したと聞いており、父親が請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、加入手続はA市役所で行ったと思う旨主張している。

しかしながら、請求期間について、国民年金保険料を納付するためには当時住民登録をしていた市町村において国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下、「手帳記号番号」という。)が払い出されている必要があり、請求者の改製原附票によると、請求者の住所は、昭和62年*月*日にA市からB市に移動し、平成3年3月25日にB市からA市に移動していることが確認できる。請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、住所地であるA市又はB市において手帳記号番号が払い出されている必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、昭和62年*月下旬から同年*月下旬までにA市で払い出された手帳記号番号、同年*月上旬から平成3年4月下旬までにB市で払い出された手帳記号番号及び同年1月下旬から同年4月下旬までにA市で払い出された手帳記号番号について全件調査を行ったものの、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡はない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による検索を行ったものの、請求者に手帳記号番

号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求期間当時、全日制の大学生が国民年金に任意加入する場合、任意加入の申出をした日に被保険者資格を取得するとされているところ、請求者は、昭和 62 年*月*日以降は大学生であり、自身は国民年金の加入手続をした記憶がなく、父親はB市役所には行ったことがないと思う旨陳述している。

さらに、請求者の年金手帳に記載されている厚生年金保険記号番号「*」は、オンライン記録によると、平成3年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した時に払い出された番号で、平成9年1月1日に基礎年金番号となった後、平成14年2月に国民年金に加入したA市において同年6月頃に資格処理されたものであることが確認できることから、請求期間については国民年金に未加入のため、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入及び保険料納付について確認することができない上、A市及びB市は、請求期間当時の国民年金被保険者名簿は保管しておらず、請求者に関する資料は確認できない旨回答、陳述している。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300228号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300021号

第1 結論

昭和41年4月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和55年4月から昭和58年12月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年4月から昭和52年3月まで
② 昭和55年4月から昭和58年12月まで

請求期間①について、母(訂正請求記録の対象者。以下同じ。)の記録は、国民年金保険料(以下「保険料」という。)の未納期間とされているが、生前、母は、昭和41年から父と一緒にA市においてB店舗を営んでおり、A市役所に勤務する当該店舗のお客様(以下「市役所職員」という。)が、父と母の二人分の保険料を集金し、市役所に納付してくれていたと言っていた。母が保管していた母自身の表紙のない保険料支払い済みのスタンプ記録(昭和41年4月から昭和47年3月まで)を提出するので、請求期間①について、保険料納付済みの記録として訂正してほしい。

請求期間②について、生前、母は、自分が病気になり、保険料の納付が困難となったため、前述の市役所職員の勧めにより、昭和52年4月から、父が昭和59年1月に厚生年金保険の被保険者となるまで継続して保険料の免除申請書を提出していたと言っていた。なお、母が、保険料の免除申請を行っている間、父は保険料を納付していた。母が保管していた昭和52年4月分から昭和53年3月分までに係る「国民年金保険料免除承認通知書」を提出するので、請求期間②について、保険料の免除期間であったと認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号（*。以下「手帳記号番号」という。）は、C市の国民年金手帳記号番号払出簿等により、昭和36年4月頃払い出されていることが認められることから、訂正請求記録の対象者が、当該手帳記号番号により当該期間の保険料を納付することは可能である。

しかしながら、請求者は、生前母は、市役所職員が夫婦二人分の保険料を集金し、A市役所に納付してくれていたと言っていた旨主張しているが、請求期間①のうち、昭和41年4月から昭和48年3月までの期間について、A市の請求者の父に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金リスト（以下「被保険者名簿等」という。）からは、請求期間①のうち昭和45年1月から同年3月を除き保険料は納付済みと記録されていることが確認できる一方、訂正請求記録の対象者の被保険者名簿等からは、当該期間に保険料が納付されていたことを確認することができず、請求者の父及び母の被保険者名簿等の記録は、国の記録（以下「オンライン記録」という。）と一致している。

また、請求者から提出された請求者の主張する表紙のない保険料支払い済みのスタンプ記録（昭和41年度から昭和46年度までの国民年金印紙検認記録。以下「印紙検認記録」という。）により、当該印紙検認記録は、A市において検認されたものであることは確認できるものの、当該印紙検認記録からは、国民年金手帳と書かれた表紙及び次頁以降の複数の頁が欠落しており、被保険者の氏名及び手帳記号番号等を確認することができない上、訂正請求記録の対象者が一緒に保険料を納付したとする請求者の父の国民年金被保険者名簿の国民年金印紙検認票から、当該印紙検認記録と同じ印影の検認印が確認できる一方、訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者名簿からは、長期間にわたり検認印が押印された月は確認できないことを踏まえると、当該印紙検認記録が、訂正請求記録の対象者のものであると判断することは困難である。

2 請求期間②について、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録によれば、請求期間②の直前である昭和52年4月から昭和55年3月までの期間は、保険料の免除期間とされているところ、請求者から、訂正請求記録の対象者に係る国民年金保険料免除承認通知書（昭和52年4月から昭和53年3月まで）が提出され、請求者は、母は生前、請求期間②においても継続して免除の申請をしていたと言っていた旨主張している。

しかしながら、請求期間②当時、社会保険庁（当時）の各都道府県への通知により、保険料の申請免除の承認を受けるには、直前の期間の承認の有無にかかわらず、毎年新たに免除申請を行い、申請者の前年の所得状況等も基にした審査を経て承認を受ける必要がある旨通知されていることから、直前の期間の免除記録があることをもって、その直後の期間についても申請免除の承認を受けていたと推認することはできない。

また、請求期間②に係るA市の国民年金リストからは、訂正請求記録の対象者が当該期間において保険料が免除されていたことを確認することができないほか、A市に訂正請求記録の対象者に係る免除申請等について照会したが、A市は、ホストコンピュータ入れ替え等の理由により、平成14年3月まで同市で行った保険料の収納に関するデータ等を一切保管していない上、当時のことを知る職員もいないため回答できない旨回答及び陳述している。

3 請求期間①及び②について、請求期間の合計月数は177月と長期にわたっているが、同一人に対して、行政機関がこれほど長期間の事務処理を誤ったとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける訂正請求記録の対象者の複数の読み方による氏名検索に係る調査並びに請求者は、母の国民年金加入手続の時期は、昭和40年2月頃であり、手続の場所はD市福祉事務所であると回答していることから、昭和40年2月頃から訂正請求記録の対象者がA市に住所を定めた昭和41年3月頃までの期間に係るD市における手帳記号番号を国民年金手帳記号番号払出簿により確認したものの、訂正請求記録の対象者に上記1記載の手帳記号番号(*)及び基礎年金番号(*)とは別の年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、訂正請求記録の対象者の基礎年金番号は、オンライン記録により、平成11年10月に付番されており、付番契機は加給年金額対象者とされていることが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者が保険料を納付していた又は免除されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付していた又は保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間①及び②に係る保険料を納付していた又は免除されていたものと認めることはできない。